

# 加西市都市計画 マスタープラン



令和5年3月  
兵庫県加西市



## はじめに

加西市では、平成24年3月に“「地域の絆」と「活力・交流」に満ちたふるさと『加西』”をまちづくりのテーマとした都市計画マスタープランを策定し、自然・歴史環境と都市環境が調和したまちづくりを進めてまいりました。



この間、特別指定区域制度や地区計画の活用による建築規制の緩和や、地元のまちづくり協議会と協働でまちづくり活動に取り組んできた結果、本市は更なる発展を遂げることができたと感じております。

一方で、全国的な課題でもある人口減少や少子高齢化の進行、空き家・空き地の増加への対応に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、皆さまの生活様式や社会情勢は大きく変化し、まちづくりに求められる役割はより一層重要なものとなっています。

このような中、本市では令和3年3月に策定した「第6次加西市総合計画」をはじめとする上位計画や関連計画等を踏まえ、策定から10年以上が経過する本マスタープランについても改定を行いました。

今後は、本マスタープランのまちづくりのテーマとして、「大空に夢がふくらむ<sup>ミライナカ</sup>未来の田舎かさい～みんながあこがれるサステイナブルな未来都市～」と掲げておりますように、脱炭素のまちづくりやSDGsの推進によって、若い世代や女性からも支持されるような魅力ある都市づくりに取り組んでまいります。

また、本マスタープランにおける将来像を実現するためには、市民、事業者の皆さまと行政が一体となってまちづくりを進め、本市の魅力を高めることが重要であると考えておりますので、引き続きご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、本マスタープランの策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆さまをはじめ、策定に参画いただいた全ての皆さま、関係機関の皆さまに心から厚くお礼を申し上げます。

令和5年3月

加西市長 西村 和平

# 目次

<b>序章</b> . . . . .	<b>1</b>
1. 都市計画マスタープランとは . . . . .	1
2. 計画の対象範囲と期間 . . . . .	1
3. 計画の位置づけ . . . . .	2
<b>第1章 加西市の特徴</b> . . . . .	<b>3</b>
1-1. 加西市の特徴 . . . . .	3
1-2. 上位・関連計画 . . . . .	64
1-3. 市民意向 . . . . .	72
<b>第2章 時代の潮流</b> . . . . .	<b>89</b>
<b>第3章 まちづくりの主要課題</b> . . . . .	<b>91</b>
<b>第4章 全体構想</b> . . . . .	<b>93</b>
4-1. 目指すべきまちの将来像 . . . . .	93
4-2. 部門別整備方針 . . . . .	102
<b>第5章 地域別構想</b> . . . . .	<b>129</b>
5-1. 地域区分の設定 . . . . .	129
5-2. 北条・善防地域 . . . . .	130
5-3. 加西地域 . . . . .	142
5-4. 泉地域 . . . . .	153
<b>第6章 実現化に向けて</b> . . . . .	<b>162</b>
<b>参考資料</b> . . . . .	<b>165</b>



## 1 都市計画マスタープランとは

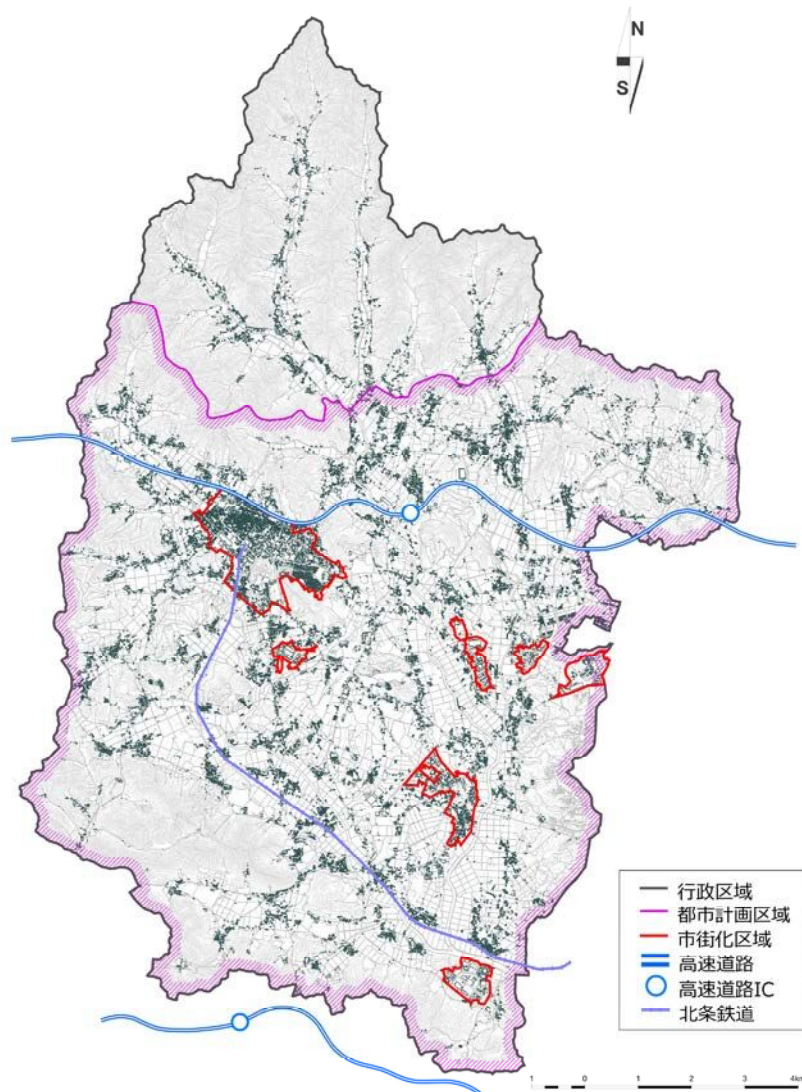
「都市計画マスタープラン」は、市の政策や住民の意向などを反映して、目指すべき都市全体の将来像や都市の骨格的な姿を描き出し、その実現に向けた長期的な都市計画の方向性を定めるものです。

都市計画法では個別の計画のもとになる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」と位置づけられています（第18条の2）。

## 2 計画の対象範囲と期間

### (1) 計画の対象範囲

加西市（以下「本市」という）は、市域面積のおよそ8割を占める都市計画区域と、残りのおよそ2割の都市計画区域外から構成されていますが、「加西市都市計画マスタープラン」（以下「本計画」）では、一体的なまちづくりを推進するため、都市計画区域だけでなく都市計画区域外を含めた市域全体を対象とします。



■ 図-1 計画対象範囲

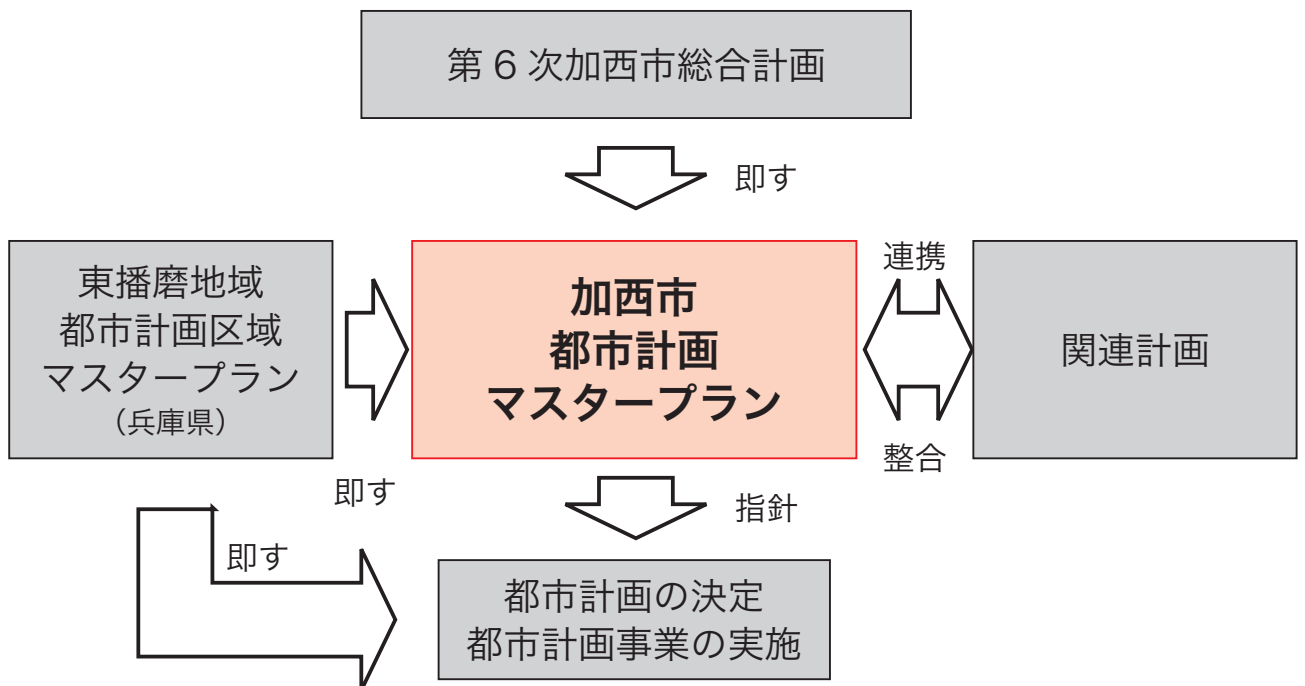
## (2) 計画の期間

令和 5（2023）年から 20 年後を見据えながら、計画期間を 10 年後の令和 14（2032）年までの 10 年間とします。なお、上位計画の見直しや社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

## 3 計画の位置づけ

本計画は、「第 6 次加西市総合計画（令和 3（2021）年 3 月策定）」や兵庫県が定める「東播磨地域都市計画区域マスタープラン（令和 3（2021）年 3 月策定）」に即して定めるものです。

また、「都市計画マスタープラン」は、地域地区、都市施設、市街地開発事業等、主に都市計画制度で定められた都市づくりのツールを用いて都市の将来像の実現を目指すための計画となっています。



■図-2 本計画の位置づけ